

## [事案 28-285] 災害死亡給付金支払請求

・平成 29 年 5 月 8 日 裁定終了

### <事案の概要>

被保険者の死亡は「不慮の事故」によるものであったことを理由に、災害死亡給付金と既払いの死亡給付金との差額の支払いを求めて申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

被保険者は、入所していた施設の介護職員の過失により、誤った食事を提供され、これをのどに詰まらせて死亡した。したがって、「不慮の事故」による傷害を直接の原因として死亡したものであるから、平成 16 年 9 月に契約した一時払終身年金保険 d について、災害死亡給付金と既払いの死亡給付金との差額を支払ってほしい。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求には応じることはできない。

- (1) 「不慮の事故」について、約款では「疾病により精神神経障害の状態にある者の『食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息』」は除外するとされており、被保険者は、認知症および高次脳機能障害の診断を受けているため、除外事由に該当する。
- (2) 被保険者死亡の原因は過失による事故であり、「他殺および他人の加害による損傷」などの約款上の他の支払理由にも該当しない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が事情聴取を希望しなかったため事情聴取は実施しなかった。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は災害死亡給付金の支払理由に該当せず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。